

令和4年10月請求分から水道料金を改定します

大洗町の水道事業は、水道料金収入の減少や、水道施設の維持管理・更新費用の増加などの経営課題をかかえており、厳しい財政状況にあります。

今後もさらなる経費削減などの経営努力を続けてまいります。安心・安全な水道水を安定して提供していくために、水道料金を**令和4年10月請求分（9月使用分）から平均28%改定（値上げ）**させていただきます。

使用者の皆様には、ご負担をおかけすることになりますが、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

1. 料金改定の主な理由

■収入の減少と支出の増加

人口減少や節水型家電の普及により料金収入が減少し続けています。近年では、新型コロナウイルス感染症の影響により、大きく料金収入が減少しました。その一方で、水道施設の老朽化が進行しており、維持管理・更新費用などが増加しているため、必要な工事費などを確保することが困難な状況にあります。

■厳しい財政状況

水道料金は、平成25年4月の料金改定以後、**県内において2番目に安い料金水準を維持してきました**が（口径20mmで月20m³使用した場合の比較）、令和元年度に赤字決算となり、その後も赤字経営が続いていることから、現在の料金水準では資金が底をつき、経営破綻に陥る状況にあります。

2. 新しい料金表について

水道料金は、基本料金と従量料金の合計額から算出しています。

基本料金は、水道をご契約されている全ての方にご負担いただくもので、ご契約されている口径によって金額が異なります。1カ月の使用水量が基本水量（8m³）以下の場合、従量料金はかかりません。従量料金は、1カ月の使用水量が基本水量を超えた場合に1m³ごとに料金が加算され、使用水量によって段階的に単価が異なります。

(1) 基本料金（基本水量8m³）

（1カ月につき／税抜き）

口径	改定後	改定前	差額
13mm	1,350円	1,060円	290円
20mm	1,550円	1,220円	330円
25mm	2,130円	1,630円	500円
30mm	3,200円	2,450円	750円
40mm	4,260円	3,260円	1,000円
50mm	6,390円	4,890円	1,500円
75mm	12,780円	9,780円	3,000円
100mm	21,300円	16,300円	5,000円
150mm	42,600円	32,600円	10,000円

(2) 従量料金

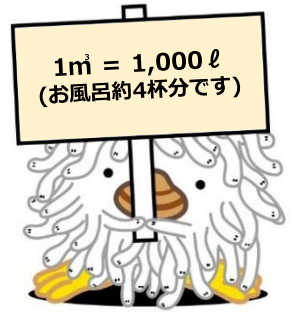
（1m³あたり／税抜き）

水量区分	改定後	改定前	差額
9～20m ³	173円	125円	48円
21～30m ³	200円	140円	60円
31～50m ³	230円	170円	60円
51～100m ³	260円	200円	60円
101m ³ ～	290円	240円	50円
臨時用	350円	350円	0円

■改定前後の料金比較（月額／税込み）

【主に一般家庭】

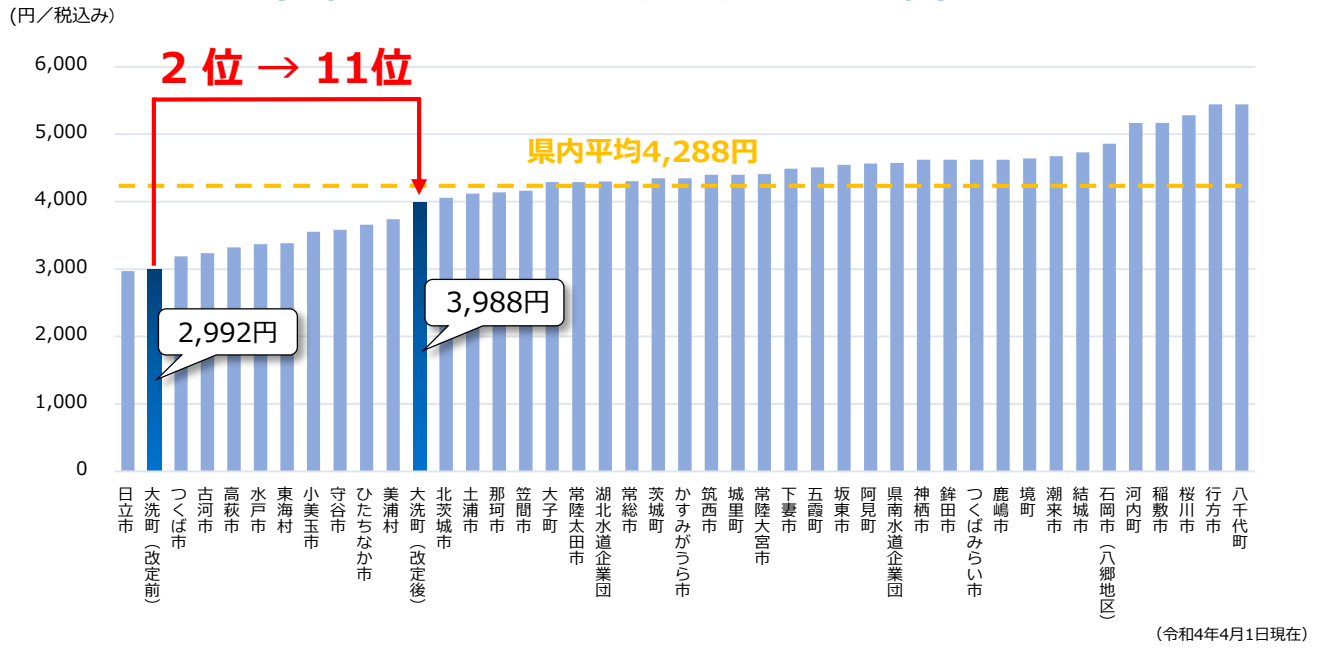
口径	平均使用水量	改定後	改定前	差額
13mm	16m ³	3,007円	2,266円	+741円
20mm	20m ³	3,988円	2,992円	+996円



【主に事業所】

口径	平均使用水量	改定後	改定前	差額
40mm	200m ³	60,429円	47,916円	+12,513円
50mm	400m ³	126,572円	102,509円	+24,063円

料金改定後は、県内で安い方から11番目の料金水準となります （口径20mmで月20m³使用した場合の比較）



3. これまでの経過

令和3年12月23日に学識経験者や町内事業者、一般使用者などで組織された大洗町水道料金審議会に対し、水道料金の改定について諮問を行いました。計3回開催された審議会では、水道料金体系の検討や適正な水道料金などについて審議が行われてきました。

令和4年5月17日に大洗町水道料金審議会から答申があり、これらを踏まえ、持続可能な経営を目指し、令和4年度第2回議会定例会に水道料金を改定する条例（案）を提出し、承認されたことから、料金改定を実施いたします。

**安心・安全な水道水の提供に努めてまいりますので、
ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。**

